（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　金融商品取引業者等	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　業務	第二節　［同上］
［第一款～第四款　略］	［第一款～第四款　同上］
第五款　暗号等資産関連業務に関する特則（第百四十六条の三―第百四十六条の五）	第五款　暗号資産関連業務に関する特則（第百四十六条の三―第百四十六条の五）
［第六款・第七款　略］	［第六款・第七款　同上］
［第三節～第七節　略］	［第三節～第七節　同上］
［第三章～第六章　略］	［第三章～第六章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十の二　暗号等資産　法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。	［号を加える。］
十の三～十の五　［略］	十の二～十の四　［同上］
［十一～五十　略］	［十一～五十　同上］
4　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	4　［同上］
［一～十七　略］	［一～十七　同上］
十八　暗号資産　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。	十八　暗号資産　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。
十九　電子決済手段　資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。	［号を加える。］
二十　暗号資産等　暗号資産又は電子決済手段をいう。	［号を加える。］
（外国通貨又は暗号資産等の換算）	（外国通貨又は暗号資産の換算）
第三条　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産等をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。	**第三条**　法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。
（業務の内容及び方法）	（業務の内容及び方法）
第八条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第八条**　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］